

令和4年度 固定資産税(償却資産) 申告のご案内

日頃より市税務業務につきまして格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和4年度の固定資産税(償却資産)の申告時期となりました。つきましては申告書を同封致しましたので、賦課期日(令和4年1月1日)現在、根室市内に所有している償却資産について、この要領により申告書を作成し提出されますようご案内申し上げます。

1 申告書を提出していただく方

- (1) 事業のために使用している償却資産又は使用することができる償却資産を市内に所有している方
- (2) 所有している事業用資産を、市内の他の方に貸し付けている方

2 申告の方法

(1) 前年度に申告書を提出された方

前年度に申告した資産のほかに、1月1日までに増加した資産又は廃棄・売却・移動等で減少した資産を記載して下さい。

- ア 増加資産……種類別明細書に(異動区分の増加欄に○印をして)資産の名称、数量取得年月、取得価額、耐用年数、増加事由欄を記載の上、申告して下さい。
- イ 減少資産……種類別明細書の異動区分の減少欄に○印をして申告して下さい。
- ウ 修正資産……数量等に変更がある場合は(異動区分の修正欄に○印をして)変更箇所を記載して申告して下さい。
- エ 増減資産が…申告書備考欄に増減なしの旨を記載の上、申告して下さい。
ない場合

(2) 本年度初めて申告される方

「全資産申告」となりますので、「償却資産申告書」及び「種類別明細書(増加資産・全資産用)」を提出して下さい。

(3) 電算処理で申告される方

地方税法施行規則第26号様式によって申告して下さい。

3 申告期限……令和4年1月31日(月)

償却資産の申告は地方税法第383条で義務付けられておりますので、必ず申告して下さい。申告期限間近は窓口が大変混雑しますので、早めの申告をお願いいたします。

4 申告書の提出及び問い合わせ先

根室市役所総務部税務課課税担当

〒087-8711 根室市常盤町2丁目27番地
電話(0153)23-6111(内線2154・2155)

5 償却資産とは

事業のために使用することができる、土地・家屋以外の有形固定資産のことをいいます。
 なお、家屋の建築設備のうち、受変電設備・屋外の諸設備など、一部申告が必要なものがあります。

●申告の対象となる償却資産の例

資 産 の 種 類		申 告 資 産 の 例
第1種	構 築 物 (建物附属設備を含む)	舗装路面、門、塀、広告塔、軌道、独立した煙突、緑化施設、橋、その他土地に定着する土木設備 等 建物附属設備(受変電設備、自家発電設備、屋外給排水給油・ガス設備、賃借店舗等の内装・造作、簡易間仕切り 等)
第2種	機 械 及 び 装 置	製造・加工・建設・印刷製本・修理用等の各種産業機械、荷役・運搬・クリーニング等設備、自動制御装置、太陽光・風力発電設備 等
第3種	船 船	漁船、貨物船、油槽船、曳船 等
第4種	航 空 機	飛行機、ヘリコプター、グライダー 等
第5種	車 両 及 び 運 搬 具	フォークリフト、ブルドーザー等の大型特殊自動車 等 (自動車税・軽自動車税の対象となるものを除く。)
第6種	工 具、器 具 及 び 備 品	陳列ケース、レジスター、冷蔵庫等の営業什器・備品、机、椅子、ワープロ、パソコン、計算機等の事務機器 レベル、ドリル等の工具、自動販売機、看板 等

●申告の対象とならないもの

- (1)自動車税・軽自動車税の対象となるもの
- (2)棚卸資産(貯蔵品、商品 等)
- (3)非減価償却資産(書画・骨董等、時の経過により減価しないもの)
- (4)生物(観賞用、興行用等は申告の対象)
- (5)無形減価償却資産(鉱業権、漁業権、特許権 等)
- (6)繰延資産(開業費 等)
- (7)耐用年数1年未満又は取得価格10万円未満の償却資産で損金算入したもの
- (8)取得価格20万円未満の償却資産で、事業年度ごとに一括して3年間で償却したもの

6 非課税資産について

地方税法第348条に規定する非課税の範囲に該当する資産を前年中に初めて取得される方は、「固定資産(償却資産)非課税申告書」を請求し、非課税該当資産であることを確認できる書類(認定書及び契約書等)を添えて、提出して下さい。なお、非課税の範囲に該当する資産は償却資産申告書及び種類別明細書に記載しないで下さい。

7 課税標準の特例を受ける資産について

地方税法第349条の3、附則第15条等の課税標準の特例規定に該当する資産については、種類別明細書の摘要欄に適用条項を記載し、特例に該当する資産であることを確認できる書類(認定書及び契約書等)を添付して下さい。

8 償却資産申告書、種類別明細書の記載 <記載例参照>

申告書の作成にあたっては、次の書類が参考になります。

- 法人の場合 法人税の申告書中「別表16 減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」又は「固定資産台帳」に記載されている資産
 - 個人の場合 所得税の申告書中「減価償却費の計算」欄又は「固定資産台帳」に記載されている資産
- (1)所有者の住所、氏名又は名称に変更がある場合は、新住所、新氏名又は新名称で申告して下さい。その際には、旧住所、旧氏名又は旧名称を申告書の備考欄に記載して下さい。
 - (2)取得価額は、その償却資産を取得するために支出した金額(引取運賃等その用途に供するために直接要した費用を含む。)を記載して下さい。
消費税及び割賦販売利子等については、国税の取り扱いと同様です。
 - (3)耐用年数は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表第1、第2、別表第5及び第6までに掲げる耐用年数を記載して下さい。
 - (4)改良費の支出があった場合は、本体部の申告と区分して記載して下さい。
 - (5)船舶については、次により記載して下さい。
 - ・漁船は、①船名 ②構造 ③トン数 ④魚種等の順に記載して下さい。
 - ・新造船の場合は、船舶、搭載機器の順に記載して下さい。
 - ・2隻以上所有している方で、新たに搭載機器を取得した場合は、どの船の搭載機器か判別できるように、名称の後ろに船名を括弧で記載して下さい。
 - (6)申告書等を郵送された方で控用に収受印を必要とされる方は、切手を貼った返信用封筒を同封して下さい。

9 特に次の点にご注意下さい

- (1)大型特殊自動車(フォークリフト、ブルドーザー等)は、自動車登録の有無に関わらず申告して下さい。また、所有権留保付売買の場合は、買主が申告して下さい。
- (2)一時的な遊休・未稼働資産、建設仮勘定で経理されている資産でも、その全部又は一部が賦課期日に完成されている資産は、申告の対象になります。
- (3)簿外資産、償却済資産及び寄贈により取得した資産でも申告の対象となります。
- (4)1個1組の取得価格が10万円未満で税務会計上一時に損金算入している場合や、20万円未満で税務会計上一括償却している場合は申告の対象となりませんが、個別償却している場合は申告が必要です。
- (5)1個1組の取得価格が20万円以上30万円未満の資産について、全額経費算入することができるようになりましたが、この場合は申告の対象になります。
- (6)テナントとして施工した内装・造作については通常賃借人の方が申告することになります。
- (7)該当する資産が全く無い場合や、解散・廃業又は事務所の閉鎖等の場合は、申告書の備考欄にその旨を記載して下さい。
- (8)固定資産税の賦課期日は1月1日ですので、決算期が賦課期日と異なる場合は、賦課期日までの資産の増加又は減少について、調整して申告して下さい。

10 税率・免税点について

- (1)納税義務者……1月1日現在における償却資産の所有者をいいます。
- (2)課税標準額……1月1日現在における当該償却資産の評価額で償却資産課税台帳に登録された価格をいいます。
- (3)免税点……課税標準額の合計額が150万円未満の場合は課税されません。この判定は、資産の所在する市町村毎に行います。
- (4)税率・税額……100分の1.4です。税額は課税標準額×税率で求めます。
- (5)納期……6月、8月、10月、12月の4回です。
- (6)課税台帳の閲覧……償却資産の価格等を登録した課税台帳を、4月1日から税務課で所有者に対し閲覧に供します。
申告期限までに提出されない方は、閲覧できない場合がありますので、必ず期限までに申告して下さい。

11 国税との主な違い

項 目	固定資産税の取扱い	国税の取扱い
償 却 計 算 の 期 間	暦年(賦課期日制度) 1月1日	事業年度(決算期)
減 価 償 却 の 方 法	一般の資産は固定資産税定率法 (減価率は法人税の「旧定率法」 で使用する償却率と同じ)	一般の資産は 定率法・定額法の選択制度
前年中の新規取得資産	半年償却(1/2)	月割償却
圧縮記帳の制度(注1)	認められません	認められます
特別償却・割増償却 (租税特別措置法)	認められません	認められます
増加償却(注2) (所得税・法人税)	認められます	認められます
少額減価償却資産の即時償却	認められません	認められます
評 価 額 の 最 低 限 度	取得価額の100分の5	備忘価額(1円)まで
改 良 費 (資 本 的 支 出)	区分評価 (改良を加えられた資産と改良費 を区分して評価します)	合算評価

(注1) 圧縮記帳の制度は認められていません。従って、国庫補助金等で取得した資産で取得価額の圧縮をしたものについては、圧縮前の取得価額を記入してください。

(注2) 法人税法施行令第60条または所得税法施行令第133条の規定による増加償却、旧法人税法施行令第60条の2または旧所得税法施行令第133条の2に規定する陳腐化資産の一時償却を行った試算については、償却資産の評価上控除の加算を行うことができます。増加償却の場合は「税務署長への届出書」の写しを、陳腐化資産の場合は「国税局長の承認通知書」の写しを添付してください。